

平成30年度文部科学省税制改正要望事項

平成29年8月

※前年に引き続き要望するもの

1. 教育、科学技術イノベーション関係

- | | |
|--|--------|
| (1) 独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充 | 【法人税等】 |
| (2) 私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化 | 【所得税等】 |
| (3) 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等
(内閣府との共同要望) | 【所得税等】 |

2. スポーツ関係

- | | |
|---|----------------|
| (1) ゴルフ場利用税の廃止 | 【ゴルフ場利用税】
※ |
| (2) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とし、たばこ税の税率の引上げ
(厚生労働省との共同要望) | 【たばこ税等】
※ |
| (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置 | 【所得税等】
※ |
| (4) 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置 | 【法人税等】
※ |
| (5) 引退後のアスリートに対する経済的支援に係る税制上の所要の措置 | 【所得税等】 |

3. 文化関係

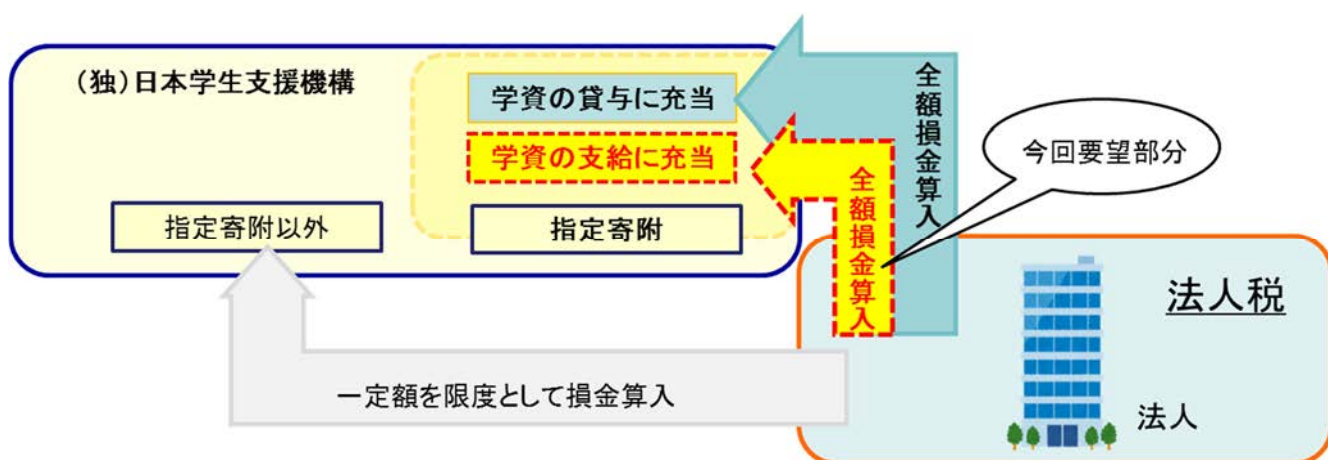
- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設 | 【相続税、贈与税】 |
| (2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設 | 【固定資産税等】 |

平成 30 年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 教育、科学技術イノベーション関係

(1) 独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充【法人税等】

(独)日本学生支援機構に対する法人からの寄附金で、貸与型奨学金に充てられるものについては全額を損金算入できるところ、新たに創設した給付型奨学金についても対象とする。



(2) 私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化【所得税等】

学校等に対する寄附(※)に係る寄附金控除の手続を年末調整の対象とする。これにより寄附者の控除手続に係る負担を軽減し、寄附のインセンティブの増加や寄附文化の一層の醸成を図る。

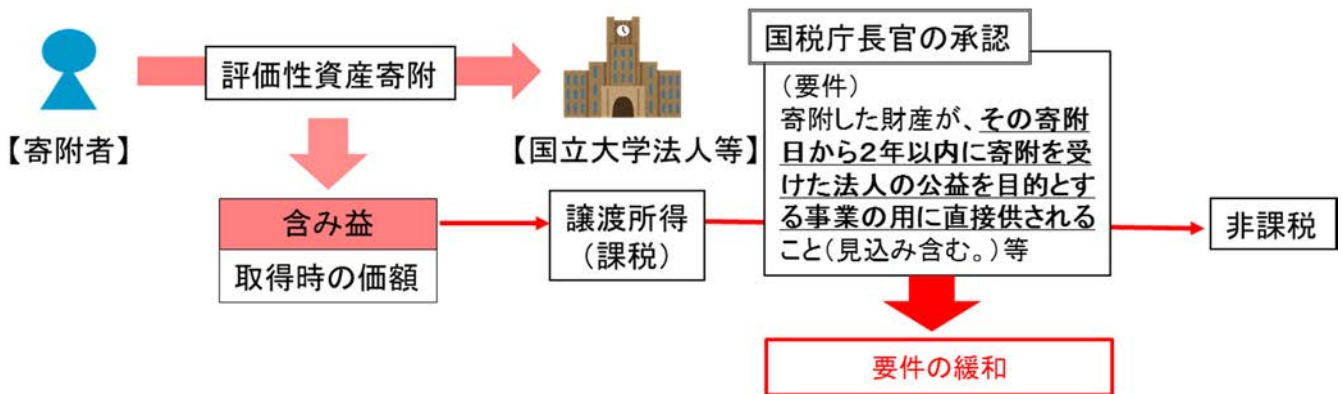
※学校等に対する寄附＝学校・専修学校・各種学校を設置する学校法人、準学校法人、国立大学法人、公立大学法人に対する寄附



(3) 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等（内閣府との共同要望）【所得税等】

公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認が必要である。国立大学法人や国立研究開発法人等に対する現物寄附について、承認の要件を緩和する等の特例を設け、寄附の一層の促進を図る。

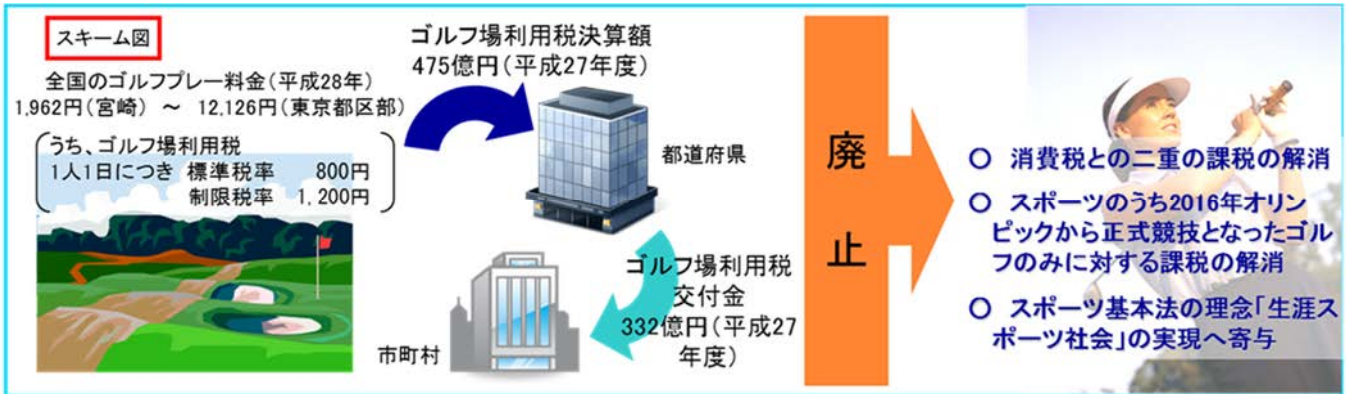
なお、学校法人等には当該承認の要件を緩和する特例が設けられている。



2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

国民スポーツ、生涯スポーツとして国民に広く親しまれ、また、2016年リオデジャネイロオリンピックから正式競技となったゴルフをプレーする際に課税される **ゴルフ場利用税** を廃止する。これにより、多種多様なスポーツの中で唯一ゴルフのみが課税されている現状を解消し、生涯スポーツ社会の実現に寄与する。

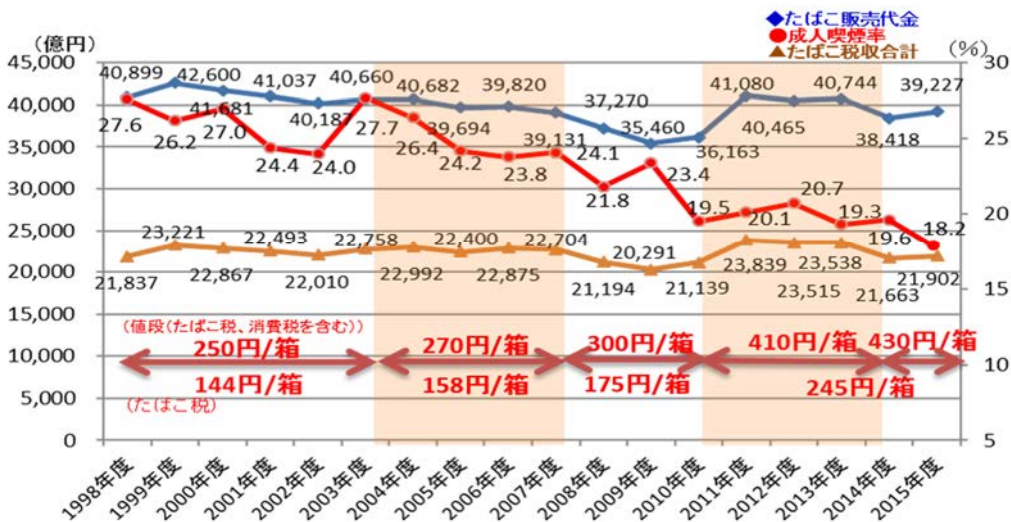


※現状、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等には非課税となっている。

(2) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ(厚生労働省との共同要望)【たばこ税等】

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約(FCTC)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてスポーツによる健康増進を図るにあたり、たばこの消費抑制がその基盤となること、また、青少年による喫煙の防止にも貢献すること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、**たばこ税の税率の引上げ**を行う。

○たばこ税の税率等の推移



参考 WHOとIOCとの合意(2010年7月21日ローザンヌ)

世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、**たばこのないオリンピック**及び子どもの肥満を予防することを**共同で推進することについて合意**した。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】

IOC（国際オリンピック委員会）からの要望を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のために来日する大会関係者を対象とし、以下の税制上の所要の措置を講ずる。

- ・本国での課税を原則とし、大会関連の活動により生じた国内源泉所得について所得税等を非課税とする。等

※2016年リオ大会、2012年ロンドン大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

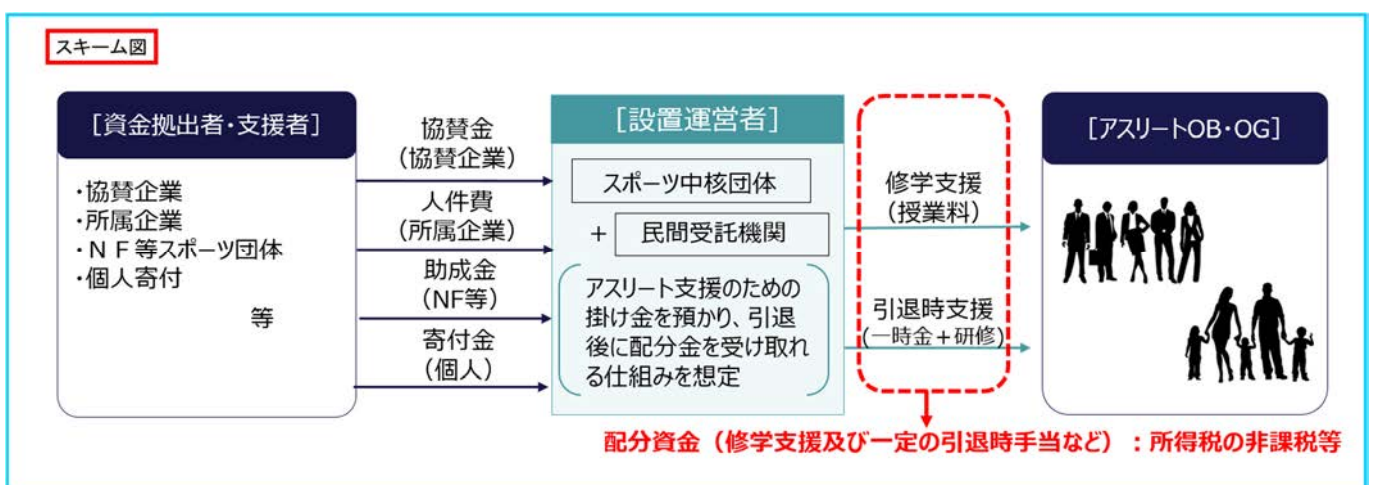
(4) 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置【法人税等】

2019年ラグビーワールドカップ主催者（RWCL（ラグビーワールドカップ・リミテッド））からの要望を踏まえ、RWCLに対して支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の措置を講ずる。

※2015年英国大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

(5) 引退後のアスリートに対する経済的支援に係る税制上の所要の措置【所得税等】

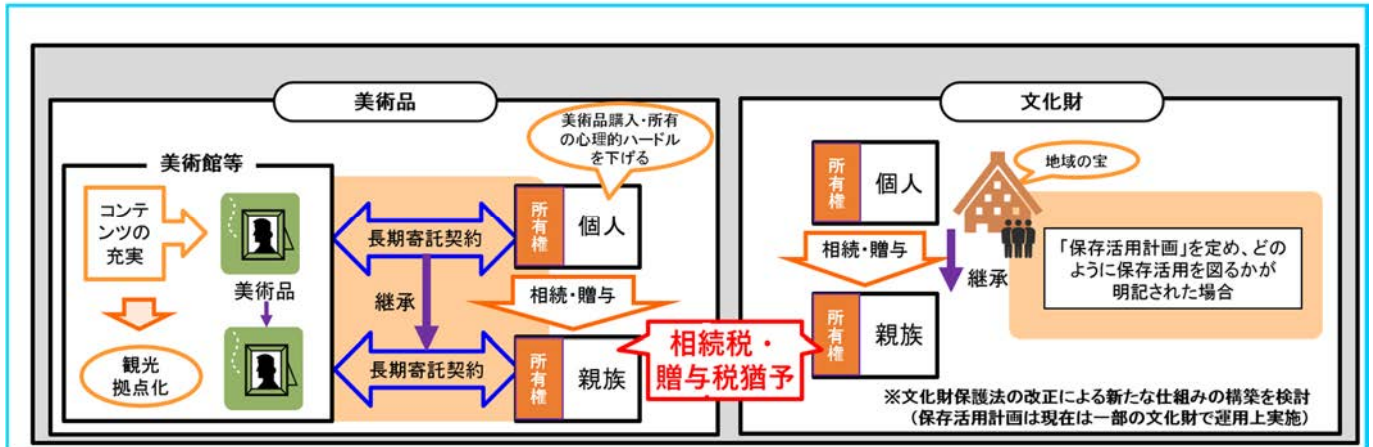
アスリートのセカンドキャリア支援のため、企業や個人から提供される資金を民間受託機関において運用し、引退後のアスリートに対して支給するにあたり、引退後のアスリートが受け取る資金について所得税の非課税等の措置を講ずる。



3. 文化関係

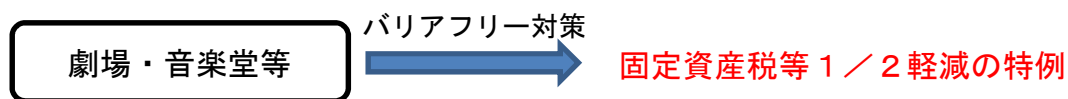
(1) 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設【相続税・贈与税】

公開された美術品や、保存活用計画の策定された文化財について、相続税の納税猶予の特例を創設する。これにより、美術品・文化財の次世代への確実な継承と、公開・活用を促進する。



(2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設【固定資産税等】

障害者に対応してバリアフリー対策を行っている劇場・音楽堂等に対し、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置を設ける。これにより、国民が障害の有無に関わらず、文化芸術に親しむ環境を整備する。



参考

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第2条第3項

・文化芸術に関する施策の推進に当たっては（中略）国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

○経済財政運営と改革の基本方針（平成29年6月9日閣議決定）

・障害者の文化芸術活動の推進（中略）を図る。

○未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

・障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する説明の提供・創造活動の充実や施設の利用環境の整備、（中略）を促進する。